

議案第 29 号

控訴の提起について

損害賠償請求事件に関し、次のとおり控訴を提起する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項  
第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 4 月 4 日提出

向日市長 安 田 守

1 事件番号（第1審）

京都地方裁判所平成23年（ワ）第2500号、同平成24年（ワ）第2190号及び同平成24年（ワ）第4037号損害賠償請求事件

2 当事者

控訴人となるべき者（第1審原告）

向日市

被控訴人となるべき者（第1審被告）

洛西建設株式会社

株式会社大高

エバタ株式会社

東ソー・ニッケミ株式会社

株式会社上野建設

みすゞ産業株式会社

3 控訴の趣旨

上記1の各事件について、平成30年3月23日に言い渡しのあった判決に不服があるので、控訴を提起する。

4 控訴審裁判所

大阪高等裁判所

5 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

## 〈参 考〉

### 1 事件の概要

- (1) 被告洛西建設株式会社は、向日市寺戸町北野地内において、開発行為等に伴う公共施設等の工事の施工中、雨水貯留槽の設置を行った際、遮水シートの点検<sup>ます</sup>枘への接着を適切に行わず、貯留槽ブロックの設置に併せて段階的な土砂の埋め戻しと転圧を行わなかったため、雨水貯留槽に隠れた瑕疵が生じた。
- (2) 平成18年3月24日、開発行為等に伴う公共施設等の工事が完了し、市に雨水貯留槽が帰属され、平成21年7月1日に供用を開始した。
- (3) 平成21年7月22日、(1)に起因して、雨水貯留槽が破損する事故が発生した。
- (4) 市は、(3)の事故により、雨水貯留槽の改修費用等相当額の損害を受けた。
- (5) 平成23年5月2日、市は、被告洛西建設株式会社に対し、当該損害に対する賠償を行うよう請求した。
- (6) 平成23年5月11日、被告洛西建設株式会社から「お支払すべき法的根拠が定かではありませんので、現時点において、当社はこれをお支払することはいたしかねます。」との回答があった。

### 2 経過

平成23年7月21日付けで京都地方裁判所に訴えを提起した損害賠償請求事件（平成23年（ワ）第2500号）、平成24年7月20日付け損害賠償請求事件（平成24年（ワ）第2190号）及び平成24年12月27日付け損害賠償請求事件（平成24年（ワ）第4037号）は、併合審理されている。

- (1) 平成23年10月13日、被告洛西建設株式会社は、第1回口頭弁論において向日市の請求の棄却を求めた。
- (2) 平成24年3月7日、被告洛西建設株式会社は、下請負人として雨水貯留槽を施工したエバタ株式会社に対する訴訟告知を行った。
- (3) 平成24年4月17日、エバタ株式会社は、孫請負人として遮水シート等を施工した東ソー・ニッケミ株式会社に対する訴訟告知を行った。
- (4) 平成24年7月26日、相手方は、埋め戻しの工事について、被告株式会社大高が株式会社上野建設に対し、下請けを依頼して同社が施工したことを明らかにした。
- (5) 平成24年9月26日、被告東ソー・ニッケミ株式会社は、遮水シートの接着工事について、みすゞ産業株式会社に対し、下請けを依頼して同社が施工したことを明らかにした。
- (6) 平成28年6月22日、京都地方裁判所が「和解勧告」を送付した。
- (7) 平成28年6月30日、市は、京都地方裁判所に「和解勧告に対する意見」を提出した。
- (8) 平成30年3月23日、判決
- (9) 平成30年3月23日、判決書正本送達

### 3 判決の主文

- 1 被告東ソー・ニッケミ及び被告みすゞ産業は、原告に対し、連帯して、8,165万1,250円及びこれに対する平成21年7月23日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
  
- 2 原告の被告東ソー・ニッケミ及び被告みすゞ産業に対するその余の請求及びその余の被告らに対する請求をいずれも棄却する。
  
- 3 訴訟費用は、原告に生じた費用の6分の2と被告東ソー・ニッケミ及びみすゞ産業に生じた費用とを2分し、その1を原告の負担とし、その余を上記被告らの負担とし、原告に生じたその余の費用とその余の被告らに生じた費用を原告の負担とする。
  
- 4 この判決の1項は仮に執行することができる。

# 位置図

第2向陽小学校

1:3000



千代様天満宮

当該箇所

(北野)

願成寺

府道西京高槻線

寺戸町

寺戸区事務所

府道上久世・石見上里線

例慶